

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会
年末たすけあい配分要領

制 定 平成20年12月 2日
最新改正 令和元年10月21日

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会（以下「本会」という。）
年末たすけあい配分金要綱（以下「要綱」という。）第4条及び第5条の規定により配分
に必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この配分は、区内の福祉関係団体のうち、次にあてはまるものを対象とする。

- (1) 瀬谷区内で活動している配食ボランティア団体
- (2) 瀬谷区内で活動している給食ボランティア団体
- (3) 瀬谷区内で活動している障害児自主訓練会
※瀬谷区ふれあい助成金を受けている団体を除く。
- (4) 瀬谷区内の放課後児童クラブ(※学童保育)
- (5) 瀬谷区内で活動している子育て・障害児支援を行う NPO 団体
- (6) 瀬谷区内の障害者地域作業所、中途障害者地域活動センター
※原則として社会福祉法人を除く
※瀬谷区ふれあい助成金を受けている団体を除く。
- (7) 瀬谷区内の障害者グループホーム
※原則として社会福祉法人を除く
※瀬谷区ふれあい助成金を受けている団体を除く。
- (8) 瀬谷区内全域を対象とした活動を行う福祉団体
※瀬谷区ふれあい助成金を受けている団体を除く。

(配分額)

第3条 この配分は事業経費の2/3以内とし、上限を別表1のとおりとする。

(配分使途)

第4条 この配分は、年末たすけあい運動の趣旨を鑑み、全県的協調事項に準拠したも
のとするため、次の点に配慮する。

- (1) 個人配分ではなく、団体への配分とする。
- (2) 配分の使途は利用者間ならびに地域との交流を目的とした事業費とする。
- (3) 対象事業の実施期間は概ね当該年度の12月から3月までに実施する事業とす
る。

(周知)

第5条 本会事務局は、前年度配分団体に対し、本事業実施を通知するとともに、
ホームページ等により広く周知に努める。

(申請)

第6条 配分を希望する団体は年末たすけあい配分申請書(様式1)ならびに請求書兼口座振替依頼書(様式2)により定められた期限までに本会事務局へ提出する。

(決定及び配分)

第7条 提出された書類については年末たすけあい配分委員会で審査・決定したうえで配分を行う。

(報告)

第8条 配分を受けた団体は(様式3)年末たすけあい配分実施報告書を当該年度末日までに本会事務局へ提出する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が定める。

(配分の取消・返還)

第10条 次の場合、事業開始後であっても配分決定の取り消し、また配分金が既に交付されている場合は返還を求める。

- (1) 配分条件をはじめ各要件を充たしていない場合
- (2) 虚偽の申込により配分を受けた場合
- (3) 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- (4) その他配分決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

附 則

この要領は平成20年12月2日から施行する。

この要領は平成21年12月8日から施行する。

この要領は平成26年11月5日から施行する。

この要領は平成27年11月4日から施行する。

この要領は平成30年10月1日から施行する。

この要領は令和元年10月21日から施行する。